

〈原著論文〉

生活保護ケースワーカーの現代史
——全国公的扶助研究会とメディアに登場する
フィクション作品との関係に着目して——

The contemporary history
of public assistance case workers
——Focusing on the relationship between the All-Japan Society
for Public Assistance Research and works
of fiction appearing in the media——

田中 秀和*
Hidekazu Tanaka

Abstract

Studies focusing mainly on policymakers (bureaucrats, etc.) are one commonly used technique for historical research on public assistance, including welfare systems. These studies include research on the process of establishing welfare law, research on the social history of welfare systems, and analysis of welfare standards and implementation procedures.

On the other hand, some research takes a different approach to the pertinent issues, focusing on the welfare case workers who administer welfare on the front lines. This research traces the history of independent research organizations, whose primary members are welfare caseworkers, and describes how, in each era, these men and women diligently struggled in their work, and strived to improve the specialization of their occupation, while being buffeted by changing government policies and measures.

The above research describes the history of welfare case workers up to the 1990s, but the modern history of the occupation from that time to today is an unexplored area of research. The goal in this paper is to learn from prior research, and at the same time clarify some of the characteristics and issues seen in the development of modern public assistance, by investigating the modern history of welfare case workers in and after the 2000s.

To achieve the above goal, this paper focuses on tracing the history of the relationship between the Japan Society for the Study of Public Assistance, whose members are primarily drawn from welfare case workers, and the comics and television dramas for which the

*立正大学社会福祉学部社会福祉学科

キーワード：生活保護ケースワーカー，職業像，漫画作品，テレビドラマ，全国公的扶助研究会

society has provided media supervision. Other issues are taken up as appropriate, such as the history of public assistance research, the image of the welfare case worker occupation, and qualification problems, so that the main theme in this paper may be understood with a multifaceted depth.

Keyword

public assistance case workers, image of occupations, comics, television dramas,
All-Japan Society for Public Assistance Research

はじめに

生活保護ケースワーカーには、公的扶助に関する仕事を福祉事務所という行政機関のなかで、その実践を積み重ねてきた歴史がある。生活保護制度を含む公的扶助に関する歴史的研究において主に用いられる手法には、生活保護法の成立過程に関する研究（村田 2018）、生活保護制度における社会史の研究（副田 2014）、生活保護基準と実施要領の分析（岩永 2011）など主に政策立案者（官僚等）に焦点をあてたものなどがある。

一方、当該事項に関して異なる側面から光をあてた研究に、生活保護行政を第一線で担う生活保護ケースワーカーに焦点をあてたものがある（大友 2000）、（大友 2004a）。これらの研究では、生活保護ケースワーカーを主な構成員とする自主的研究団体の歴史を追うなかで、彼ら彼女らがそれぞれの時代において、時の政府方針や政策に翻弄されながらも、懸命に仕事に取り組む姿勢や、自身の担う職業の専門性を向上させようとする努力の姿勢が描かれている。

上記の研究は、1990年代までの生活保護ケースワーカーの歴史を描いているが、それ以降、今日に至るまでの同職に関する現代史については未開拓の研究領域である。本稿では、上記に挙げた大友の先行研究に学びながら、2000年代以降の生活保護ケースワーカーの現代史を探ることにより、「現代公的扶助の展開にみる特徴と課題」（大友 2000：3）の一端を明らかにすることを目的とする。

今日の生活保護ケースワーカーは、過去の実践や政策の歴史を土台として成立している。生活保護制度をより開かれたものにしていくためには、それを担う生活保護ケースワーカーが自身の置かれている現在の立ち位置を、近視眼的ではなく、より俯瞰的に捉える視点が必要である。

上記の目的を達するため、本稿では、生活保護ケースワーカーを主な構成員とする全国公的扶助研究会（略称、公扶研）が積極的にメディア監修を行った漫画作品ならびにテレビドラマと同会との関係性の歴史を追うことに主眼を置く。その際、本稿における主題がより複眼的な厚みをもって理解されることを目指し、公扶研の歴史や生活保護ケースワーカーの職

業像、資格問題等を適宜取り上げる。

I 全国公的扶助研究会前史と先行研究の検討

公的扶助に関する自主的研究団体は、生活保護や福祉事務所に関する領域を主な関心として1963（昭和38）年に創立した。当初、公的扶助研究会全国連絡会（以下、公扶研連）として活動していた組織は、紆余曲折を経て、今日では全国公的扶助研究会（以下、公扶研）と名称を変更し活動を行っている。

公扶研の特徴は、「制度化された分野・領域において国民の福祉要求にこたえる実践・研究運動をどのように展開するかを役割にし」ているところにあり（大友 2009：45）、「若手もベテランも、ケースワーカーも研究者も、平たく活発な議論ができる、民主的な雰囲気」を「ウリ」とし、醍醐味としている（衛藤 2012：31-32）。公扶研に関する先行研究は、大友信勝によって詳細に行われて、1冊の書籍となって刊行されている（大友 2000）。この研究においては、公扶研連の結成から「福祉川柳事件」によって活動が中断する1993（平成5）年4月までの通史を描いている。

一方、杉村は公扶研会長であった当時、公的扶助研究活動の軌跡と課題をまとめている（杉村 2007：255-271）。高間は、公的扶助研究運動を神戸市の自主的研究会活動との関連で述べている（高間 2016：129-148）。高間は左記の論文を題材として、公扶研が主催する第50回公的扶助研究全国セミナーのなかで、福祉専門職の特別講座助言者を務めている（高間 2017：175-186）。

「今後の研究運動の総括や発展に多少とも資したい」（小野 1997：10）との思いから、公扶研連が開催した全国セミナー資料集と機関誌『公的扶助研究』の概要をまとめた小野哲郎による史料も、今日までの公扶研の歩みを考える際には、一読の必要性があらう（小野 1997：9-150）。

21世紀の幕開けとなった2001（平成13）年には、『生活保護50年の軌跡—ソーシャルケースワーカーと公的扶助の展望』が『生活保護50年の軌跡』刊行委員会の編集によって刊行された（『生活保護50年の軌跡』刊行委員会編 2001）。この書物は、公扶研連と公扶研の「機関誌『季刊 公的扶助研究』の誌上で、五〇年におよぶ生活保護制度の歴史の点検と、この制度の課題と展望を多面的に検討してきた」特集を中心として、「この間機関誌の紙面で取り上げられた問題を課題ごとに再構築したもの」である（杉村 2001：1）。また同書は、「公的扶助研究会は何をめざしてきたのかを総括」するものでもある（杉村 2011：10）。執筆者は、「発刊にあたって」を担当している当時の公扶研会長であり、法政大学教授であった杉村宏をはじめとして、当時の公的扶助研究を第一線で担う研究者・実践者であった。

また、2004（平成16）年には公扶研が編者となって、上記の『生活保護50年の軌跡—ソーシャルケースワーカーと公的扶助の展望』の続編としての位置づけも含みつつ、1990年代後半から2000年代前半までに『季刊 公的扶助研究』に掲載された論文や考察等を再度編集し

た『どうする？生活保護「改正」—今、現場から』が刊行されている（全国公的扶助研究会季刊『公的扶助研究』編集委員会 2004）。同書も『生活保護50年の軌跡』同様、公扶研の歴史の一端を知るうえで有益なものであるといえる。『どうする？生活保護「改正」—今、現場から』は、「季刊 公的扶助研究」における年間テーマ「現場から生活保護を考える」に2002（平成14）年から2003（平成15）年にかけての「各号に掲載された論考を中心として、国民生活の最後のよりどころとしての『生活保護』を、よりよい制度と実践の体系として改善し再編成していくことを企図して編集・監修」されたものである（藤城 2004：246）。

以上、先行研究の概観を行ったが、本稿において取り上げた先行研究は、主に1990年代までのものであり、その後、今日に至るまでの公扶研を中心とした歴史を取り上げた研究は見当たらない。そこで本稿では、生活保護ケースワーカーの現代史を探るうえで、公扶研における「研究活動の大動脈であり、その役割・機能は広報・教育・組織・研究運動の科学化のうえからきわめて重要な意味をもっている」（大友 2000：208）とされる「機関誌活動」として発行されている『季刊 公的扶助研究』の分析を中心に行う。

本稿において明らかにしたいことは、公扶研が定期刊行を行っている『季刊 公的扶助研究』を中心として、種々のメディアのなかで、漫画家である柏木ハルコが描いた『健康で文化的な最低限度の生活』と公扶研との関係性がどのように描かれているかを歴史的に明らかにすることである。それは、生活保護ケースワーカーの現代史の一端を明らかにすることにも繋がるものであるといえる。

上記の『季刊 公的扶助研究』は、「福祉現場から手作りの専門誌」をその副題とし、公扶研が年に4回発行を行っている。また、同誌は公扶研会員以外にも広く読まれているものである。2018（平成30）年1月現在における公扶研会員数は380人であるのに対し、同誌の購読者は、757人である（横山 2018：43）。また、同誌の意義は、「実践を通じて学び合い、相談者・利用者の生活保障に向けて、よりよい援助力量を獲得し、専門性を向上させられるような『ひろば』となり得ること」（全国公的扶助研究会 2010：46）である。

上記の機関誌を中心として、公扶研と漫画家柏木ハルコの関係性を追うことは、生活保護ケースワーカーの現代史解明のための一助となるだけでなく、生活保護ケースワーカーを含むソーシャルワーカーの職業像を明確にすることや、それに対する自主的研究団体や専門職団体が果たす役割を考察することに寄与するものである。

II メディアで取り上げられるソーシャルワーカーに関する先行研究の検討

上述の公扶研との関わりが深く、かつ本稿において主題とする作品である『健康で文化的な最低限度の生活』は、漫画家の柏木ハルコによって、2014（平成26）年3月31日より週刊ビッグコミックスピリッツ（小学館刊行）誌上で不定期連載されているものである。同作品は、単行本として2020（令和2）年1月現在、8集までが発行されている。また、同作品を原作として、2018（平成30）年7月～9月にはフジテレビ系列において、女優の吉岡里帆を

主演として連続ドラマ化された（全10回）。同年末には、同作品のドラマ映像を収めたDVDが発売されている。

当該作品は、新人の生活保護ケースワーカーである「義経えみる」を主人公とし、そこで生じる様々なケースに対して、主人公が周囲の協力を得て連携を行いながら、徐々に専門的力量を高めていく過程が描かれている（田中 2017：8）。2019（令和元）年11月に週刊ビックコミックスピリッツに掲載された、漫画作品連載第76回目より、主人公である義経えみるは、生活保護ケースワーカー3年目を迎えた（柏木 2019a：33-52）。作品のなかで描かれる利用者が抱えている問題や課題は、自殺、認知症、多重債務、就労支援、DV（ドメスティック・バイオレンス）、ひとり親世帯、精神障害、生活保護の不正受給、児童虐待、アルコール依存症、子どもの貧困、貧困ビジネスなど多様である。また近年においては、福祉事務所に不本意ながら着任する生活保護ケースワーカーの姿も描かれている。

上記で取り上げた問題や課題は、2000年代以降、今日に至るまでのなで貧困問題が可視化されていったことと無縁ではない。2000年代前半の日本社会では、若年労働者の雇用不安定化などを切り口として格差社会論が叫ばれていた（山田 2004）、（小杉 2006：41-49）、（田中 2007：38-42）。しかし、2000年代後半以降、社会の認識は格差社会論から貧困論へと変化していくことになる（湯浅 2007）、（湯浅 2008）、（田中 2011：54-58）、（山田 2020：144-146）。それは、「社会的な繋がりの薄い孤独な貧困層の拡大」（吉見 2019：14）を現すものであった。

同じく、「子どもの貧困」も2000年代から新たに登場した学術用語である。阿部によると、子どもの貧困元年は2008（平成20）年であったという（阿部 2014：i）。2008（平成20）年には、子どもの貧困に関連する書籍が相次いで発行され、「子どもの貧困」に関する「研究の意義が改めて確認されるようになり、これらの議論を「問題」として新たに構成するかのようになり、当該事象に対して「子どもの貧困」との名称が与えられ、社会問題として認識されるようになった（田中・塩原・金子 2019：25）。

上記のような動向のなかで、これまで生活保護ケースワーカーを含むソーシャルワーカーは、世間での認知度が低く、これまでメディアに取り上げられる機会も限られていたのであるが、近年はその機会が増加している。

ソーシャルワーカーとメディアの関係性を取り上げた先行研究として、小説の中に登場するソーシャルワーカーに関する論考が、Nichols Beverrly B.によって行われ、恒川京子が紹介しているものがある（Beverrly 1979=恒川 1980：90-93）。そこでは、「小説家達は、ソーシャル・ワーカー達を、狭量な、画一的な性格として描写し、人間性と役割を、ごっちゃにしている」との指摘や、「ソーシャル・ワーカーの仕事は、密行性が強いので、医者や弁護士や教師などの専門職に比較して、直接ワーカーと接触する人々が少ないうえ、仕事の性質からしても、職業人としてのイメージが固まりにくい」との分析が行われている。

また、第二次世界大戦後、GHQ（連合国総司令部）によって、保健所の医療社会事業家の

役割を住民に啓発するために作られた紙芝居「黎子物語」(THE STORY OF REIKO)を取り上げたものがある(蟻塚 2009: 85-118)。そこでは、様々な課題を抱える家族に対して、「ケースワーカーとは何をする人なのか」、「なぜ福祉専門職が必要なのか」をわかりやすく紹介しており、生活保護制度についても触れられている。

近年では、病院に勤務する医療ソーシャルワーカー(横山 2003a: 89-98)、(田中 2008: 30-34)、(横山 2011: 24-36)、(田中 2012: 2-7)、(横山 2012: 225-228)、社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー(田中 2015a: 33-38)、児童相談所に所属する児童福祉司(田中 2015b: 23-26)や、施設に勤める精神保健福祉士(田中 2016: 63-75)など、数多くの領域において、メディアのなかでソーシャルワーカーが取り上げられる機会が増加している。最近では、メディアに描かれた対人援助場面から、社会福祉援助技術に関する「具体的な適用とその背景の思想を明らかにしようとする研究も見受けられる(坂本 2015: 65-79)。また、日本における医療ソーシャルワークの先駆者と呼ばれる浅賀ふさに対するインタビューを収録したDVDから、その生涯を紐解くことによって、ソーシャルワーカーとしての成長過程を分析したものがある(田中 2018: 13-20)。

本稿において取り上げている、『健康で文化的な最低限度の生活』についても、漫画作品のなかで描かれた生活保護ケースワーカーの職業像を明らかにしようとした先行研究がある(田中 2017: 5-15)。

上記に示した一連の先行研究では、メディアで描かれるソーシャルワーカーの職業像を解明することの意義として、将来、福祉従事者を目指そうとするティーンエージャーの確保に繋がること、福祉ニーズを抱える人に対して情報を提供することによって、社会福祉の専門的支援を受ける可能性を高めることを挙げている。このような意義を達成するためには、当該職業に携わる職員からの専門的視点や適切なアドバイスが必要不可欠である。『健康で文化的な最低限度の生活』の漫画作品やテレビドラマ化に関して、公扶研が監修を担ったことは、上記の意義を達成するためにも欠かせないことであつたし、自身が担う職業を社会にアピールする貴重な機会であつたといえよう。テレビドラマから発した文化をさらに引き継いでいくのは、福祉業界にいる従事者である(衛藤 2019: 7)。また、シンポジウムでは同ドラマの続編を期待する声が挙がっており(米田 2019: 7)、テレビドラマが与えた好印象を想起させる。

テレビドキュメンタリーの歴史を取り扱った先行研究のなかでは、「番組研究の際、時代的な状況を視野に入れ、それを踏まえた上で、その番組を時代に照らして考えること」(崔 2015: 117)の重要性が指摘されている。この指摘は、貧困や生活保護制度、その実務を担う生活保護ケースワーカーが描かれた漫画作品ならびにテレビドラマを分析対象とする本稿にとっても、示唆を与えてくれる。生活保護ケースワーカーを描いたメディア作品に関する研究を行ううえでは、貧困問題が可視化され、生活保護ケースワーカーを含むソーシャルワーカーがメディアに登場する機会が増えてきている今日的な時代背景や、当該作品がいかにし

て公扶研と関わりをもちながら今日に至っているのかについて検討する必要性と、その意義があることを上記の先行研究は示しているといえよう。

Ⅲ 生活保護ケースワーカーをフィクション作品の題材として取り上げた作者の意図

当該作品の作者である漫画家・柏木ハルコは、生活保護を漫画の題材として選択した理由として、「法テラスに勤務する友人がいたこと」（柏木・安井 2018：88）を挙げ、生活保護に関わる「受給者、市役所のケースワーカー、弁護士」（柏木・安井 2018：88）など多様な人々を取材したことを明かしている。また、当該作品の社会に対する意義として、以下のように述べている。

人は自分の人生以外を生きられないし、知らないので、他人が思いもよらないところで苦勞していたり想像もできない状況に立たされていることには無頓着です。その実状に対して、少し別の見方を提示できるという意味では、漫画も社会に役立っているのかなと思うことはあります。そして常に、「自分以外の生き方がある」という謙虚さを持つことは、何にも増して大切なことのように思います（柏木・安井 2018：97）。

上記の想いは、作者と公扶研との連携のなかで、よりリアリティある生活保護ケースワーカー像や生活保護利用者の実情を描くことに繋がっていった。かつて公扶研では、1986（昭和61）年の第21回全国セミナー（京都）において、創作劇「ケースワーカーの奮闘記—ともに生命を輝かすために」を「劇団ユマニテ」による制作によって生活保護ケースワーカーが演じ、上演したことがある（大友 2000：161-162）。その意図は、「福祉切り捨ての風潮が強まる中、被保護者の人間らしい生き方をめざして奮闘しつつ、同時に自らの仕事をみつめ成長していく新米ワーカーの姿を通して、福祉の第一線職場で『ともに生命を輝かすために』悪銭苦闘するケースワーカー像を描くこと」であった（大友 2000：162）。この第21回全国セミナーは、2017（平成29）年に全国セミナーが第50回を迎えるにあたり開催された座談会のなかでも、思い出に残る大会のひとつとして話題に挙げられている（吉永・衛藤・沼田・渡辺 2018：17）。このような経験をもつ公扶研ではあるが、生活保護ケースワーカーを描いた漫画作品と、同会がタイアップしたことは公扶研史上、初めてのことであった。

では、当該作品の作者である柏木と公扶研との関わりは、どのような経過を辿ったのであろうか。以下では、公扶研のなかでどのように当該作品が取り上げられてきたのか、その歴史を追うことによって論考を展開する。

Ⅳ 公扶研と当該作品との関わり

上記のような意図をもって描かれた当該作品やそのストーリーに対しては、公扶研における活動のなかでも積極的に取り上げられている。

公扶研が定期刊行している機関誌『季刊 公的扶助研究』第236号(2015年1月発行)では、当該作品が漫画化されたことに対して、その裏側と期待が、神戸市の生活保護ケースワーカーであり、公扶研の事務局を担う(現・副会長)衛藤晃から述べられている。衛藤が、生活保護ケースワーカーを題材とした漫画を描きたい漫画家がいることを知ったのは、2012(平成24)年の春であった(衛藤 2015: 42-43)。その後、柏木ハルコは2012(平成24)年に石川県金沢市で開催された公扶研の第45回全国セミナーに取材を兼ねて参加した。衛藤は柏木に対しセミナー中、複数の生活保護ケースワーカーを紹介した。そこで知り合ったワーカーの属する自治体の福祉事務所において柏木は、実際に生活保護ケースワーカーの業務を見学、取材する機会を得たのである。

柏木は2013(平成25)年、2014(平成26)年と続けて全国セミナーに参加し、2014(平成26)年のセミナーでは舞台上に登壇し、インタビューを受けた(全国公的扶助研究会 2015: 18-21)。公扶研のメンバーからは、「ケースワーカーとして直面する苦悩と喜びがリアルに描かれ、まるで作者がケースワーカーをした経験があるのではと思うほど。その場にはないと、ここまでの表現はできない。自分たちの苦悩がきちんと描かれており、しかも展開が面白い」という声が挙がった(衛藤 2015: 44)。当該作品は、公扶研が従来から重要視して取り組んできた「生活保護ソーシャルワークの真髄」と「福祉事務所の組織としての在り方」を描いているとの評価が与えられている(衛藤 2015: 45)。

『季刊 公的扶助研究』第237号(2015年4月発行)では、作者の柏木ハルコに対するインタビューが「ケースワーカーというのは、人権観が問われる仕事」とのタイトルで掲載されている(全国公的扶助研究会 2015: 18-21)。そこでは、漫画執筆の動機、生活保護ケースワーカーの仕事を観ての感想、作者が考えるケースワーカーの理想像などが述べられている。

『季刊 公的扶助研究』第245号(2017年4月発行)では、2017(平成29)年2月に公扶研の関東ブロックセミナーが「今、問われている『健康で文化的な最低限度の生活』」をテーマとして開催され、当該作品の作者である柏木ハルコが登場したことが記載されている。そこでは、柏木が当該作品について、「これまで描いた数多くの漫画の中で一番綿密な取材をしている」こと、「作品に登場するエピソードは全て実際の取材からのものであり」、「取材で得た事実にも重みがあり自分の想像力を働かせる余地がない、主人公である「えみる」を始めケースワーカーを応援するつもりで描いている」ことなどが述べられている(田川 2017: 43)。

さらに同号では、関西ブロックセミナーも同じく2017(平成29)年2月に開催され、そこでの特別企画「漫画・『健康で文化的な最低限度の生活』の著者柏木ハルコさんと語る」の実施報告も述べられている。そこでは、「尼崎市の1年目の4人のワーカーによる『健康で文化的な最低限度の生活』の寸劇が行われ、その後に出演者と著者が生活保護について語りあ」ったこと、当該作品の主人公である「えみる役の方が初々しくはまっていた」し、「新人の方々が情熱を持っている」と感じさせられるものであったことが記載されている(松崎 2017: 44)。

『季刊 公的扶助研究』第248号（2018年1月発行）では、『全国セミナーは、いつの時代もケースワーカーの灯台―～第50回を迎えた、全国セミナーを振り返って～』と題する座談会のなかで、公扶研と当該作品との関係が述べられている。（吉永・衛藤・沼田・渡辺 2018：16-24）そこでは、2014（平成26）年の第47回公扶研全国セミナーから、当該漫画が開催要綱と資料集に活用され、同作品が全国セミナーの「イメージキャラクター」のようになって、「若い人にはセミナーが身近になった」とされ、当該作品は、「世間との橋渡しをしてくれた漫画」であると公扶研会長の吉永から評価されている。また、漫画が出たこと自体がすごいこと」であり、当該漫画から生活保護ケースワーカーに「なりたいという人に会うようにな」ったことが、公扶研を代表して中心的に当該作品と関わりを持った衛藤から述べられている。

『季刊 公的扶助研究』第250号（2018年7月発行）では、2018（平成30）年に当該作品がテレビドラマ化されるにあたって、公扶研と作品との関わりについての経緯と意義が記載されている（衛藤 2018a：44-45）。ここではまず、上で述べているような、柏木と公扶研との出会いから福祉事務所への見学、取材などの経緯が述べられている。また、柏木の当該作品が漫画化された2014（平成26）年には、初めて公扶研における全国セミナーの開催要綱に漫画のイラストがカラーで掲載されたこと、当日は柏木のサイン会が開催され長蛇の列をなしたことが明らかにされている。

さらに、2017（平成29）年には同作品がテレビドラマ化されることになり、柏木から、ドラマ化にあたっては、生活保護行政やソーシャルワークに精通する監修をつけるよう要望があり、長年原作に協力している公扶研と公扶研副会長である衛藤に監修を依頼したいとの話しがあったことが述べられている（衛藤 2018a：45）。公扶研やその代表に選出された衛藤は、「ドラマのセリフや設定に関わり、一つのセリフの重要性などを時に熱く議論」したのである（衛藤 2018a：45）。

『季刊 公的扶助研究』第251号（2018年10月発行）では、公扶研を代表してテレビドラマの監修にあたった衛藤晃によって、放送終了後の振り返りが行われている。そこでは、当該作品を「歴史的意義あるドラマ」として、「生活保護現場、利用者の住居などを知る唯一のスタッフとして監修の役割を果たせた」ことを述べ、「世間一般から見たら地味なテーマですが、取り上げてもらったことに感謝しかありません」とテレビドラマに対して謝意を表明している。また、「このドラマは今まで当会が大事にしてきたスピリッツを表現している」と述べている（衛藤 2018b：3-4）。

また、同号では2018（平成30）年5月に開催された公扶研総会記念シンポジウムにおいて、柏木がシンポジストとして招かれ、インタビュー形式によって当日の発言が行われた様子が、中村によって述べられている（中村 2018：18）。そこでは、柏木が生活保護利用者から、当該作品の主人公のように親身になって相談に乗ってくれるワーカーはいないと言われたこと、主人公のようなワーカーには担当されたくないとの意見もあることなどを挙げ、生活保護ケー

スワーカーにおける仕事の難しさを述べている。また、作品のなかに登場するワーカーのスタンスが異なることについて、どちらも正しい側面があるとし、“社会とはそういうものでもある”ということ伝えたいとの気持ちも述べられている。

上記の指摘は、生活保護ケースワーカーがメディアに描かれる負の側面の一端ならびに、生活保護ケースワークを担うワーカーの多様性を浮かび上がらせているといえる。生活保護ケースワーカーがメディア作品で描かれることによって、作品に登場するようなワーカーには担当されたくない、このような人物に担当されるくらいであるなら、生活保護を利用したくないと考える視聴者がいることを上記は示している。このような意見は否定されるべきではないし、大切にされるべきものであろう。

人間には相性があり、どのような人にも好かれる人物は存在しないと思われる。また、志を高くもって生活保護ケースワーカーをはじめとしたソーシャルワーカーになった者も、自身の偏見や差別を完全に消し去ることは不可能である。社会福祉士をはじめとしたソーシャルワーカーの養成校では、その養成課程のなかで、学生が自己覚知を行うことに重点を置いている。それは、支援者となる者は、完璧な存在ではなく自己の拭いきれない偏見や差別などといかに向き合いながら、そのような感情を持ちながらも支援に影響させないためには、自身をどのようにコントロールしていく必要があるかを考えるためである。

上記、柏木からの発言は、多様な人間の存在や様々な生活保護ケースワーカーの在り方を認めるものである。公扶研は、柏木の作品に肯定的に関わっている組織であり、上記のような内容を機関紙に掲載することには、一見すると組織として活動してきた事柄を自身で否定するものであるとも受け取れる。しかし、上記のような否定的な意見を機関紙に掲載することは、これまで述べてきた人間の多様性を尊重することに繋がるのではないか。柏木の作品を称賛する意見のみを取り上げるのではなく、ここで登場した否定的な見解も機関紙に掲載する公扶研の姿勢は評価されてよいと考えるし、今後も多様な意見が共存する組織であってほしい。

『季刊 公的扶助研究』第253号(2019年4月発行)では、「未来へつなく、健康で文化的な最低限度の生活」を特集として取り上げている。これは、2018(平成30)年に開催された第51回全国公的扶助研究全国セミナー東京大会における特別企画を文字化したものである。

そこでは、前年(2018年)に放送されたテレビドラマ「健康で文化的な最低限度の生活」放映記念シンポジウムの内容が記載されている。シンポジウムのなかで当該作品は、公扶研副会長である衛藤晃がケースワーカー監修を行っていることが明かされている(全国公的扶助研究会 2019a:4)。また、同作品のテレビドラマで主演を果たし、「ドラマの力を借りて、当事者が知ってもらいたいと思っていることを伝え、訴えを代弁できる役者でありたい」(読売新聞 2018:29)、「とても繊細な問題であるからこそ、ドラマできちんと描きたい」、「実際に福祉の現場で働いている方々のプラスになるようなドラマにしたい」(毎日新聞 2018a:3)との意向をもつ、女優の吉岡里帆が「実際のケースワーカーに会いたい」と希望し、衛藤

から若手ケースワーカーが紹介され、クランクイン前日に座談会が開催されたことが語られている（全国公的扶助研究会 2019a：6-7）。そのことは、テレビドラマの放送後、発売されたDVDのなかにある特典DISCに収録されている制作発表のなかでも吉岡によって、以下のように明らかにされている。

司会：クランクイン前日という非常に忙しいタイミングで実際にケースワーカーの方にお話を聞いたという？

吉岡：そうですね。はい。実際原作で監修をなさっている衛藤さんというスーパーケースワーカーの方がいらっしやてですね。その方からもお話しは聞いてたんですけども、前日に、同い年の、同世代の、そして女性のケースワーカーの方とお話ししたいなと思って、会わせていただいたんですけども。もう本当に原作で描かれる義経えみるの、このまっすぐだったり、不器用ながらも情に厚く、一所懸命取り組む姿を、もうほんとに体现されてるようなリアルな本物の義経えみるが、みなさんの姿からすごく感じられて、漫画原作とはゆえ、ほんとにすごい膨大な取材のもと、とても緻密にリアリティを持って、作られてる作品なので、そこに自信を持って、取り組めるなと思いました。

吉岡と、同年代の女性ケースワーカー3名による対談の様子は、2018（平成30）年の第51回公的扶助研究全国セミナー資料集のなかに記録が残されている。そこでは、この会談が当初の予定を超過して2時間半に及んだことが述べられ、テレビドラマの主人公を演じる吉岡が最も同年代のケースワーカーに質問したかったこととして、テレビドラマの第1話で取り上げられる担当の利用者が自殺をした際の話しが取り上げられている。そこでは、実際に同じ経験をしたケースワーカーが「最初は耐えられませんでした……。でも今はキレイさっぱり忘れられるものではなく、その経験を自分の中に落とし込んで、次の受給者さんと向き合って働くほかないと考えています」と答え、「その言葉の重みが吉岡さんの心の深い部分に届き、何かを掴んだようであった」と結ばれている（小学館編集部 2018：293）。

上記のテレビドラマに関しては、同様に2018（平成30）年の第51回公的扶助研究全国セミナー資料集においても会長の吉永から以下のように記載がなされている。

「ケンカツ」（ドラマ「健康で文化的な最低限度の生活」）の大ブレイクです。柏木ハルコさんの原作（7巻本）が80万部というベストセラーになっていることに明らかのように、生活保護に対する関心が高まっています。新人ケースワーカーの成長物語である「ケンカツ」にも世間の注目が集まりました。最初は「あんな熱心なケースワーカーはいない」（利用者）、「やっぱりドラマ。ほんとはもっとドロドロしている……」（一般市民、福祉関係者）、そして「あんな職員の仲がいい職場はあるの？」（ケースワーカー）などの感想が寄せられましたが、ドラマが進むにつれ、「よくぞ、難しいテーマをドラマ化し

てくれた」というような声が増え、最後のドラマ展開は涙なしには見ることはできないほどの盛り上がりでした。このドラマは公扶研の協力によるものです。私たちは、利用者の人権を守ること、現場のリアルな実態を浮き彫りにすることを重視してきました。もちろん不十分なところも残りましたが、現代の多様な貧困や、難しい生活保護の運用と真摯に向き合い、ケースワーカーを応援するドラマとしては成功したのではないかと思います (吉永 2018: 1)。

ここでは、公扶研の会長自身が当該漫画作品ならびに、テレビドラマの放送を喜んでいる様子が伺える。第51回公的扶助研究全国セミナーでは、講座のひとつとして、〈漫画から学ぶ実践〉「教えて半田さん! 『半田さんに学ぶケースワーカーの心と術』～漫画・ドラマ『健康で文化的な最低限度の生活』より～」が、テレビドラマの監修を行い、主人公の先輩、半田さんのモデルとなった衛藤晃より行われている。そこでは、「主人公・義経えみるがぶつかる壁に先輩の半田さんが教えるところ」が、テレビドラマのなかの具体的な台詞を用いて紹介されている。また、カンテレ (関西テレビ) のテレビドラマ公式ホームページに掲載されている、半田さんを演じた井浦新へのインタビューの抜粋を行っている (第51回公的扶助研究全国セミナー資料集 2018: 81-85)。

このようなテーマが公扶研の全国セミナーで取り上げられたこと、また活字として『季刊公的扶助研究』に掲載されたことは、2010年代の末に至り、貧困の可視化が進行し、それが「見える化」されたことのひとつの証左である。

貧困問題とメディアとの関係に詳しく、それに関する複数の書籍 (水島 2007)、(水島 2014) や論文 (水島 2018: 89-118)、(水島 2019: 39-56) を発表している水島宏明は、当該作品のテレビドラマが終了した後の自身の記事のなかで、公扶研との関係について以下のように述べている。¹⁾

ドラマの監修もきちんとしていた。

毎回、番組最後のエンドクレジットに「ケースワーカー監修 衛藤晃 (公的扶助研究会)」と表記されていた。

この団体は、筆者が知る限りで生活保護ケースワーカーたちが集まった唯一の専門的な団体だと言ってよい。

公的扶助研究会は生活保護ケースワーカーなどの自主的な研究会で長い歴史がある。この団体のHP (ホームページ筆者注) を見ると、関西テレビのドラマに全面協力して毎回の放送に注目していることがわかる。現場をよく知っている現役の専門家が監修したので、「明日ママ²⁾」で起きたような「ありえない場面」で関係者を傷つけるということがないように、入念に配慮されていた。

上記の内容は、公扶研のテレビドラマに対する貢献を称賛しているものと言えよう。テレビドラマのなかでは、毎回、最後に流れるクレジットタイトルのなかで、「協力」のなかに「全国公的扶助研究会」の名称が挙がっていた。

公扶研では、2019（令和元）年度における定期総会のなかで、テレビドラマの原作である『健康で文化的な最低限度の生活』について取り上げ、吉永純会長から当該作品のテレビドラマに関し、衛藤副会長を中心に制作に協力したことが冒頭の挨拶で述べられた（石澤 2019：45）。また、総会資料のなかでは、以下のように述べられている。

この春、見事に小学館漫画賞を受賞した漫画³⁾『健康で文化的な最低限度の生活』（柏木ハルコ／小学館）は希望の光です。近年の全国セミナーの隆盛と漫画のヒットは切り離せない関係と言えます。開催要領、資料集などのイラスト使用にとどまらず、企画でも大いに助けられています。さらには昨年夏の連続ドラマ化は大きな風となりました。私たちがいくら言葉を駆使しても発信できなかった層に広がったことは特筆すべきことです。

セミナー参加者への影響は大きく、全国の貧困問題に対する理解の裾野を広げ、そこに真正面から取り組む私たちへの大きなエールとなっています。この漫画、ドラマを当会として監修や協力として支えることができ、共に歩むことができたことは大きな誇りです。

このような追い風の状況で、当会に何ができるか、自ら問います。全国セミナーで私たちが創り、提供するものがホンモノになっているか、参加される学生にとって、将来のモデルとして憧れるような存在に写っているか、そのようなことを考え、学生視点でも満足できる全国セミナーになることが、今後の社会福祉を創造する一助になっていくでしょう（全国公的扶助研究会 2019b：13）。

上記の記述は、公扶研として当該作品に関わられた充実感や、今後の進展について希望を持って語っているものといえよう。実際、当該テレビドラマをみた高校生が「ああいう仕事は面白そうだね」とつぶやき、福祉を学ぶための進路を目指して歩み始めていることが『季刊 公的扶助研究』誌上において紹介されている（和久井 2019：25）。また同時に、テレビドラマの主人公である吉岡里帆から「ドラマを観てケースワーカーという仕事をやりたいと思ってくれる人が増えてほしいという強い思いが感じられ」たこと、「吉岡さんのおかげで、ケースワーカーを目指すようになった人も増えたと思う」という生活保護ケースワーカーからの意見も掲載されている（小島 2019：27）。

それは、上記に挙げた先行研究の意義にも合致している。自主的研究団体や専門職団体の役割のひとつとして、このように当該職業を社会にアピールする役割は今後も重要であり続けるであろう。このことは、『季刊 公的扶助研究』誌上においても、渡辺によって「行政職

員として、生活保護制度の認知度」を「上げていくことは、とても重要だと思います。その結果、生活保護の相談に見える一般的な人物像も、変化していくのではないのでしょうか。」(渡辺 2014:2) と述べられている。

『季刊 公的扶助研究』第255号(2019年10月発行)のなかでは、同年7月に開催された公扶研会員限定企画の「柏木ハルコさんを囲む読者会・小学館漫画賞受賞祝賀会」の様子が描かれている。そこでは、柏木が生活保護をテーマとする漫画を執筆するにあたって、毎年公的扶助研究全国セミナーに参加し人脈を広げてきたこと、生活保護ケースワーカーへの密着取材が実現できたこと、多くの関係者に取材を重ねてきたことなどが述べられている。このような柏木の姿勢に対し、公扶研機関誌編集共同代表の渡邊は、「柏木さんは、漫画家であると同時に、優れたソーシャルワーカーである」(渡邊 2019:45-46)との感想を寄せている。また、当該作品に対して、「生活保護を中心に据えた漫画作品が社会へ与えた波及力は計り知れないものがある」とし、「不正確な情報が流布しがちな生活保護に関する的確な情報提供を行っている」との評価が渡邊から与えられている(渡邊 2019:46)。さらに、同作品は、新人ケースワーカーの研修のみならず、初めて異動してきた管理職への研修テキストとしても用いられていること、当該作品を読んで生活保護ケースワーカーを目指した学生も多くいることなどが述べられている。

なお、先行研究でも述べられているように、当該作品においては現在までのところ、生活保護ケースワーカーという職業の紹介はなされているものの、当該職種を含むソーシャルワーカーの国家資格である社会福祉士の記載はなされていない(田中 2017:13)。田中の先行研究(田中 2017)が行われた後に発刊された当該漫画作品第7集では、巻末に掲載されている「生活保護Q&A」のなかで「ケースワーカーになるには」という項目があるものの、そこには社会福祉士のみならず、社会福祉主事という資格名の記載もされていない。また、社会福祉の専門教育の必要性について、生活保護ケースワーカーは専門性の高い仕事である旨の記載がなされた後、「できれば大学や専門学校で福祉の知識や制度について勉強しておくに越したことはないでしょう。」との記述に留まっている(柏木 2018b:207)。

メディアに登場するソーシャルワーカーが描かれる際には、その養成課程を取り上げる必要性がたびたび指摘されてきている。生活保護ケースワーカーの資格や専門性に関する問題は、公扶研のなかでも、これまでたびたび議論されてきたものである。本稿で主題とするメディア作品は、当該問題を考えるうえでも重要な視点を提供してくれているものであると筆者は考える。そのため、ここでは生活保護ケースワーカーの資格や、その専門性に関する議論の整理を行う。

現状、生活保護ケースワーカーの多くは社会福祉主事であり、1987(昭和62)年に「社会福祉士及び介護福祉士法」が成立してから30年以上を経た今日においても、福祉事務所に勤務する社会福祉士は少数派である。福祉事務所におけるその割合は、2016(平成28)年の時点で2割に満たず、「有資格者の方が多数派になるまでにはまだかなりの時間がかかりそう」

（横山 2018a：6）であり、「社会福祉主事問題は、少しも解決されずに存続している」（三和 1998：291）のである。増山は、現在、一部の府県・市が行っている福祉専門職採用を、すべての都道府県ならびに市（特別区を含む）に拡大するとともに、社会福祉主事任用資格を社会福祉士養成課程に準じた教育課程修了レベルとすることを提唱している（増山 2018：34）。関連し、小久保は、厚生労働省が警察官 OB については予算措置をして採用を推進しようとしている一方で、福祉専門職採用についてはその姿勢が見えないことについて、「意図しない『水際作戦』を温存するためではないか」と疑問を投げかけている（小久保 2018：55）。

今日、社会福祉士「有資格者率は自治体によってかなりの違い」があるが、「住民がどこで暮らしても社会福祉士の有資格者による相談援助を受けられるようにするためには、有資格者率が特に低率の自治体の底上げを図る必要がある」（横山 2018b：87）と横山からは指摘されている。社会福祉士の任用が進んでいないのは、生活保護ケースワーカーに限定された問題ではないものの、生活保護行政における社会福祉士の任用促進は、今後の福祉社会形成に向けて必要不可欠なものであろう（田中 2019a：15）。

公扶研を担う者からは、生活保護ケースワーカーの専門性について認識を高め、「しかるべきアクションを自治体の首長として実践しなければならない」との認識から、社会福祉士の任用促進が提言されている（藤城 2004：249）。田川は、「専門的な経験を蓄積し、生活保護の運用を法に基づいて正しく行える体制にするためには、社会福祉士、精神保健福祉士などの有資格者を含めた職員集団が構成されていることが望ましい」と、福祉専門職採用を促進していくべきとする立場を取っている（田川 2018：83）。

公扶研会長の吉永も、社会福祉士という資格に関する文言はないものの、現状の生活保護行政について、「大学等で社会福祉の専門的な教育を受けた人材の福祉職採用を進め、そのような職員と熱意ある一般行政職採用職員をコア（中核）とする職員配置を進めるなどの改善が急務」と述べている（吉永 2017a：21）。

その一方で、公扶研のなかには、現場で生じている種々の問題を、生活保護ケースワーカーの資格や専門職論に転嫁するのではなく、「生活保護制度の構造問題」として捉える必要性を述べる意見もある（池谷 2017：12-13）。その主旨は、生活保護行政の現場に社会福祉士を配置するだけでは問題解決に至らず、より大きな視点をもって当該問題を考えていく必要性を訴えるものである。社会福祉士養成教育がスタートして30年以上が経過した今日においても、その養成カリキュラムに対する批判や疑問が呈されている現状がある（石川 2019：79-106）。

このような現状にありながらも、生活保護ケースワーカーの専門性を高め、その職に就きたいと望む若者を獲得していくためには、社会福祉士の資格紹介と、その養成課程に関する情報が、メディアで描かれる生活保護ケースワーカーを含むソーシャルワーカーには必要である。もちろん、社会福祉士の資格者＝優秀な実践者であるとは言い切れない。「専門性の発揮は『状況と目的』によって調整する必要がある」とあり、「その実践が有効かどうかも後になって

みなければわか」(京極 2012: 118) らないからである。このような点を把握したうえで、社会福祉専門教育を受けた社会福祉士の任用を進めていく必要がある。このような動向のなかで、近年では、生活保護ケースワーカーを主人公とした小説のなかに、社会福祉士資格を有した職員が登場する場面が描かれるようになってきている。そこでは、社会福祉士が国家資格であることが述べられている(役所・先崎 2018: 23)。

なお、今日の社会福祉実践においては、ケースワーカーではなく、ソーシャルワーカーという呼称が一般的になっている。本稿において主題としている生活保護領域では、生活保護ソーシャルワーカーという呼び方はまだ一般的とはいえない。目の前にいる利用者のみならず、当事者の家族や地域社会、政策動向まで幅広い視点が今日のソーシャルワーカーには、より必要である。生活保護ケースワーカーから、生活保護ソーシャルワーカーへの呼称変更も今後の課題であろう(田中 2019: 16)。生活保護ソーシャルワークの必要性については、公扶研が監修を担っている書物のなかでも、その重要性が指摘されている(衛藤 2017a: 39-41)。

上記に挙げた課題点は残るものの、公扶研が、生活保護ケースワーカーの自主的研究団体かつ専門職団体として、上記のように積極的に当該作品と関係を持ち続けてきたことは、これまで埋もれてきた福祉ニーズを掘り起こし、若者の将来における職業選択肢を広げることにも貢献したといえる。当該作品に登場する生活保護ケースワーカーたちは、「ソーシャルワーカーを含む福祉職は、他の対人援助職に比べて一般の認知度が低いことが予想され、その具体的な職業像も明確ではない」(田中・立花 2012: 92) とされる現状のなかで、若者にとっての憧れとなったのである。

2000年代前半には、メディアに登場するソーシャルワーカーが稀であった当時の状況を受け、「公的な相談機関で働くソーシャルワーカーの作品は、ほとんど皆無といってよい」(横山 2003b: 181) と指摘され、「ソーシャルワーカーという仕事が「見えにくい仕事」」(杉本 2004: 3) であり、「一般的な生活」を送っている学生や人たちにとって「見えざる専門職」(杉本 2004: 3) であるとの評価を受け、「日本ではまず、ソーシャルワーカー自身の仕事ぶりや生き方、人物像を扱った文献が豊富になることが必要」(横山 2003b: 182) と述べられてきた時代から時を経て、左記の課題は公扶研をはじめとする自主的研究団体や社会福祉専門職団体の努力によって、前進しているといえよう。

公扶研と、当該作品の作者である柏木ハルコとの関係は、柏木が当該漫画の巻末に記載のある謝辞のなかに「全国公的扶助研究会」が入っていることから良好で関係であることが伺われる(柏木 2014: 185)、(柏木 2016a: 187)、(柏木 2016b: 197)、(柏木 2017: 185)、(柏木 2018a: 221)、(柏木 2018b: 205)、(柏木 2019b: 235)。また、当該漫画第7集の謝辞のなかには、「衛藤晃(全国公的扶助研究会副会長)」の記載もある(柏木 2018b: 205)。

さらに、当該作品におけるテレビドラマのホームページでは、トピックスとして、「監修の衛藤晃さん(全国公的扶助研究会)は、ケースワーカー20年の大ベテラン。」との記載があ

る。⁴⁾

同じく、同作品のホームページでは、衛藤をモデルとした生活保護ケースワーカー半田を演じた役者（井浦新）が、インタビューで、監修の衛藤とよく話しをする機会をもっていることに触れられ、以下のように回答している。⁵⁾

監修の衛藤晃さんは、半田さんのモデルになった方で、ケースワーカーとして30年近いキャリアです。衛藤さんに聞く実際のケースは壮絶です。そうした話を聞いて、ケースワーカーがどんな気持ちになって、どんな風に寄り添おうとしているのかを知ることが大事ですね。それから、ときどき現場に来てくださる衛藤さんのお姿や素振りを参考にしています。職業病なのか、才能なのか、究極の関わり方をしている方々だから、コミュニケーション能力がすごいです。

井浦は、上記の、テレビドラマ終了後に発売されたDVDのなかにある特典DISCに収録されている制作発表のなかにおいても、衛藤との関係について、以下のように述べている。

半田さんの、元となるというかモデルになっているケースワーカーの方が監修で現場に入られてるんです。なので、半田さんを演じる上で、ケースワーカーの監修されている方の動きから喋り方から盗ませてもらってます。

同作品のテレビドラマの主人公、義経えみるを演じた女優の吉岡里帆も、テレビドラマに関するインタビューにおいて、衛藤との関わりを以下のように発言している。⁶⁾

原作でもケースワーカーの監修をされている衛藤（晃）さんがドラマでも監修をしてくださっていて、先日お話しさせていただきました。実際に体験されている話が、漫画で見た世界と同じぐらい濃くて……緊張感がありました。

公扶研は、上記のように、当該作品の作者である柏木との緊密な連携によって、これまでの先行研究が示す意義を実践しているといえよう。上記でも一部触れたが、同作品の作者である柏木ハルコは、作品のテレビドラマ化における条件について、「誤った情報を描かないよう監修をつける」、「視聴者の偏見を助長するような表現はしない」という2点を挙げたという。⁷⁾

柏木の想いは実現し、監修は公扶研を代表して、衛藤晃が行うことになり、それはテレビドラマの出演者にも大きな影響を与えた。公扶研の中核に位置する会員が、実際にテレビドラマに出演する役者と接触する機会をもつことによって、より現実に近い生活保護ケースワーカーの姿がメディアに登場する機会を得ることができたといえよう。また、公扶研が監修を

行うことは、生活保護制度に関する世間の誤解を解き、より正確な知識を社会に浸透させることにも貢献したといえる。

V 社会福祉専門職としての生活保護ケースワーカーの役割

社会福祉専門職に関する先行研究では、専門職団体の組織化を、当該職業の専門性を担保するための必要条件として挙げている論者が多い(秋山 2007: 88)。この点について、今日における日本の「現状に当てはめると未だに貧弱」(秋山 2005: 242)との指摘もある。それは、社会福祉専門職団体に加入する福祉従事者の数が少ないことをひとつの理由としている。今日の生活保護行政に対して、「最も社会福祉専門職のいない『専門機関』が福祉事務所であり、特に、生活保護行政に際立っている」との厳しい指摘もある(大友 2016: 24)。そのような現状のなかで、「もともと専門性が不十分なところに『保護の実施要領』や『手引』等の通知に基づく保護『適正化』に向けた職務遂行が要請され、さらにその方向での監査がなされるといった状況のもとで、問題が起こった場合に個々のケースワーカーを責めるのは、あまりに酷であると言わなければならない」(池田 2008: 13-14)と、生活保護ケースワーカーを擁護する発言も見受けられる。

公扶研においても上記の課題について認識するとともに、改善を目指していくことが望まれる。「生活保護ケースワーカーの専門性をもっと蓄積していく必要」があり、「全国公的扶助研究会では、長い間、生活保護ケースワーカーの専門性や適正配置の必要性を研究し、アピールもしてきている」(横山 2007: 27)ということは、『季刊 公的扶助研究』の中でも記述がある。今後も、引き続き当該の議論を行っていく必要があるだろう。

また、専門職文化の存在も社会福祉専門職には欠かせない視点のひとつである。かつて、E. グリーンウッドは、専門職の成立要件のひとつに専門職的副次文化(サブカルチャー)を挙げた(秋山 2005: 231-232)、(秋山 2007: 85)。本稿との関連では、「柏木さんの漫画が公的扶助文化の裾野を広げ、CW(ケースワーカー: 筆者追記)の社会的な価値を一気に高めました」(衛藤 2018a: 45)との評価がなされている。これは、漫画家柏木ハルコと公扶研の連携プレーによって、生活保護ケースワーカーの専門職的副次文化(サブカルチャー)を築くことに成功したということができよう。

公的扶助領域における自主的研究団体かつ、専門職団体として公扶研が存在し、そこで専門職的副次文化(サブカルチャー)が育まれ、生活保護ケースワーカーの専門性が確立していく。柏木が描いた『健康で文化的な最低限度の生活』は、その橋渡し役を見事に果たしたのである。

2018(平成30)年に、公扶研では「生活保護ケースワーカーの人権宣言」が承認された。これは、今日の日本社会が貧困拡大のなかで、社会保障の衰退と生活保護制度の「出番」ともいえる状況があり、そこで働く生活保護ケースワーカーが行う利用者支援と、生活保護ケースワーカー自身の人権を守るために宣言されたものである(全国公的扶助研究会 2018: 42-

43)。本稿で取り上げている主題との関連では、人権宣言の「3 利用者本位の生活保護実践のために」の「(4) 自治体内、関係機関、地域住民との理解と協働を進める」との関係が深い。そこでは、以下のように記載がなされている。

私たちは、地方自治体で働く公務員として、利用者一人ひとりが地域で安心して生活できるよう最善をつくすとともに、庁内、関係機関、地域住民に制度への理解を促し、利用者を中心とした連携・協働のもとに、生活保護実践を通じて住民の福祉の増進に努めていきます。

本稿で取り上げている『健康で文化的な最低限度の生活』は、まさに上記を促進する役割を担っているといえる。それは、当該作品を通して「庁内、関係機関、地域住民に制度への理解を促し」ているし、「生活保護実践を通じて住民の福祉の増進」することにも繋がるからである。

本稿において挙げた先行研究のなかでもたびたび指摘されているように、メディアのなかで生活保護ケースワーカーをはじめとするソーシャルワーカーが描かれることは、支援を必要としている人の福祉ニーズ掘り起こしに貢献する側面をもつ。『健康で文化的な最低限度の生活』が漫画化されテレビドラマ化されたことは、これまで生活保護制度を知る機会を持たなかった人々、あるいは生活保護という言葉聞くことがあっても、それを自分の置かれている状況と結びつけて考えることができなかった人々に、制度を周知し、サービス利用へと繋げる働きをもたらす。またそれは、生活保護を利用している者自身が、「生活保護制度に関する詳細な知識はない」（池田 2008：15）ため、容易に「水際作戦」にあってしまう現状（村田 2010：32-39）を変革するきっかけともなろう。生活保護制度を啓発させる必要性を訴える声は、今日、シングルマザーをサポートする支援者からも挙がっている（坂爪 2019：190）。

現在の日本における生活保護制度は、国や地方公共団体が国民や地域住民に対して制度を広報することや、制度利用者に対して教示することを定めた法律が存在しない（生活保護問題対策全国会議 2018：32）。隣国である韓国では、2014年に「社会保障給付の利用・提供及び受給者の発掘に関する法律」が制定され、公的扶助に関するイラスト入りのパンフレットや地下鉄の車内広告、制度を説明する漫画、動画コマーシャルなどを通して広報に取り組んでいる（小久保 2018：42-43）。日本においても、中学や高校などにおける学校教育のなかで、生活保護制度に関する教育を行うこと等、市民に対する啓発・広報の必要性が叫ばれている（小久保 2018：42）。このような動向からも、生活保護ケースワーカーには、生活保護に関する仕組みを世間に伝える働きかけが期待されていることがわかる。関連し、かつて公扶研連の活動に創成期から積極的な関わりをみせた仲村優一は、かつて、「厚労省立案による一律の生活保護 PR 資料をつくり、できるだけ広く国民に配布する」案を提示していた（仲村 1978=2002：18）。このような指摘から、当該問題は古くて新しい問題であることがわか

る。

生活保護ケースワーカーに対し、生活保護制度を世間一般に広く伝える活動への期待は、公的扶助研究全国セミナーのなかでも、公扶研会長の吉永から述べられている（吉永 2015：2）。同じく吉永は、自身の著書のなかで、保護の実施機関に対して、保護基準の改定に伴い年に1回は最低生活に係るその年度の変更内容や、代表的モデルの生活費（高齢単身世帯、ひとり親世帯、障害者世帯など）を具体的に示し、所管内の全市民に周知することを提案している。さらに、生活保護ケースワーカーを含む自治体福祉関係職員には、市民の相談、問い合わせに対して、利用可能な福祉サービスや制度を生活保護を含めすべて教示する義務があり、不十分な教示によって市民に損害を与えた場合には、損害賠償責任があることを明示する必要性を述べている（吉永 2011：354）。

今回本稿のなかで取り上げている、『健康で文化的な最低限度の生活』の作者、柏木ハルコと公扶研との関わりは、漫画家と生活保護ケースワーカーの「連携」であり、「協働」である。両者の連携や協働がうまく実践されることは、ソーシャルワーカーがメディア化される際のもう一方の利点である、当該職業に憧れをもち、自身の職業選択のなかに当該職業を入れるティーンエイジャーの開拓にも貢献する。本稿において述べてきた一連の公扶研の動きは、生活保護ケースワーカーが、「生活保護ケースワーカーの人権宣言」に則った行動をとり、それが生活保護ケースワーカーの専門性向上に寄与したものといえよう。この動きに関連して、公扶研では、『よくわかる生活保護ガイドブック』を刊行している。これは、カバーイラストを柏木ハルコが担当している。その第1巻では、「生活保護の利用者をはじめ、相談機関の方、支援者の方など、生活保護に関心のある方にも有益な冊子」（吉永 2017b：5）であると紹介され、第2巻においては、小学生向けの将来の仕事探しのサイトに、生活保護ケースワーカーが「地域を守るヒーロー」とネーミングされていたことが紹介されている（衛藤 2017b：5）。

一方、大阪府堺市においては、生活保護利用世帯の中高校生向け未来応援冊子「ココから！」を発行することによって、進路選択時に必要な情報を可視化している。そこでは、「中学卒業後の進路を考えよう！」、「高校卒業後の進路を考えよう！」、「大学や専門学校等に進学したい！」などの項目の他に、奨学金制度の説明や、保護を利用しながらアルバイトを行う際の注意点等についてわかりやすく記載されている（堺市健康福祉局生活福祉部生活援護管理課 2019：288-297）。これは、堺市の生活保護ケースワーカーによる自主研究グループによる取り組みの成果物である（堀毛・齋藤 2019：113-116）。

滋賀県野洲市では、2016（平成28）年10月に「くらし支え合い条例」が施行された。同条例は、「市は、その組織及び機能の全てを挙げて、生活困窮者等の発見に努めるものとする」（第23条）、「市は、生活困窮者等を発見したときは、その者の生活上の諸課題の解決及び生活再建を図るため、その者又は他の者からの相談に応じ、これらの者に対し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする」（第24条1項）など、市民への情報提供や助言など

について先駆的な取り組みを展開している（田川 2018：85）。

児童文学の領域では、2018（平成30）年に、安田夏菜によって生活保護を主題とした『むこう岸』が発表された。当該作品は、物語のなかで、生活保護に関する制度や法律の条文、生活保護世帯の子どもの進学、「世帯分離」の仕組みなどをわかりやすく説明している。ここでは、柏木ハルコの『健康で文化的な最低限度の生活』が参考文献のなかに挙げられている（安田 2018：255）。公扶研においても、2019（令和元）年6月15日に作者の安田とのトーク会を開催している。そこで安田は、生活保護を小説の題材として取り上げた理由として以下の点を挙げている。

高校には行けないと思い込んでいた中学生少女が学習支援のボランティア大学生から「制度を利用したら行ける」と聞いてはらはらと泣いたという新聞記事を読んだこと。社会的弱者になると情報弱者にもなる。なんとかこういう子どもたちに希望を届けられないかと強く感じたこと。

もう一つは、知人の息子さんが超難関私立に行き、その文化祭に行って、勉強もできる、音楽もできる、スポーツも、コミユカも、そしてルックスもという子たちをこの目でたくさん見たこと。この格差は……？一方で、努力して背伸びしてようやく入った学校で、小学校では神童と言われたのにここでは中の下以下のレベル。クラウンドにポツンとたたずむ、弱った冬のハエが日向ぼっこするような落ちこぼれの子たち。心を病む子どもも多くカウンセリングも満員とのこと（林 2019：22）。

上記のような想いのなかで、安田は『むこう岸』を発表したのである。このような作品が豊富になることは、子どもたちに生活保護制度への理解を促し、読者が生活保護ケースワーカーの仕事に対する関心を深めることに繋がるであろう。

これまで述べてきた一連の動向は、今日における一連の生活保護バッシングについても、地域住民に対する制度理解への道しるべを示すことになる。近年では、2012（平成24）年に高額所得者である芸能人の母親が生活保護を受給していることに端を発し、生活保護利用者へのバッシングへと発展していった一連の動向がある（今野 2013：16-17）。この生活保護バッシングは、「世間が、生活保護受給者に要求する『救済に値する条件』が『極貧状態』を超えて『飢餓水準』とでもいうべきものとなっていった」ことを示している（今野 2013：16）。この生活保護バッシングは、メディアにおける報道のあり方も問題視された。それには、「生活保護への誤解や偏見を助長し、受給者や生活困窮者を精神的に追い詰め、社会的孤立、差別と耐えがたい屈辱を創りだし、当事者グループ等を容易につくれない『反論しない人々』、『できない人々』にいやしがたい心の傷を負わせている」との評価が与えられている（大友 2014a：18）。当該問題を取り上げた週刊誌は、不正受給の統計や実例を取り上げることによって、「受給者」と「納税者」を対立させ、「財政危機」のレトリックを作り出し、あ

たかも生活保護に「不正受給」が蔓延し、生活保護が財政を「圧迫」しているとの定義を行ったのである（中村 2016：274）。本件に関する一連の報道は、保護受給者のスティグマを形成に寄与する「加害性」をもっている（水島 2012：72）。この一連のバッシングは、政府が、生活保護制度を「最初の生け贄」（吉永 2013：13）として、社会保障解体への勢いを加速させるために利用された。

上記の指摘は、本稿で主題としているメディアと自主的研究団体や社会福祉専門職団体との関係を考えるうえでも重要である。それは、メディア報道と公扶研などの自主的研究団体や社会福祉専門職団体の役割の重要性、連携の必要性等を想起させる。公扶研などの自主的研究団体や社会福祉専門職団体は、当該問題等について、社会に対して、生活保護の正しい知識の啓発や、生活保護利用者が置かれている厳しい貧困の状況、社会的孤立、ソーシャル・キャピタルの視点の重要性などを伝えていく必要性が、今後より一層求められることになる。そして、「貧困の原因を社会ではなく個人に求める貧困観の変革が必要」（大友 2014b：37）である。

また、この生活保護バッシングの背景には、「生活保護費の増加に歯止めをかけ、縮減したいという財政上の要請」という「政治的な狙い」があるとされる（大友 2014b：32）。このような生活保護制度の本来の目的や使命を忘却した働きかけに対して、公扶研などの自主的研究団体や社会福祉専門職団体は、断固として反対の姿勢を示し、生活保護を受けることは国民の権利であり、憲法が保障する生存権は決して侵されるものではないということを、一般市民に対し表明していくことが必要である。

さらに、2013（平成25）年に兵庫県小野市で成立した「福祉給付制度適性化条例」は、生活保護利用者の不正受給やギャンブル浪費を防ぐためとの口実によって、地域住民に対して情報提供を促しており、このような動向は、『季刊 公的扶助研究』誌上でも憂慮が表明されている（竹嶋 2017：22-23）。

上記の動向は、生活保護制度が「健康で文化的な最低限度の生活」を国民に保障している事実が一般の地域住民には浸透していないことによって発生したという理解も可能である。また、生活保護法は劣等处遇の原則や絶対的貧困観によって成り立っているものではないことも地域住民には伝えきれていない側面をこの生活保護バッシングは浮かび上がらせたともいえる。「政策や行政に問題があるようにみえるとしても、それを支えているのは『世間』」（みわ 2013：iii）であり、生活保護に関する世間の無理解を解消していくことは必要不可欠である。そのためには、「利用の仕方、内容があまりにも市民社会に情報提供されて」こなかった生活保護制度を「常識的でわかりやすい制度にしていくことが必要」（大友 2004b：31）である。「貧困は社会福祉やソーシャルワークの原点であり、改善・解決されなければならない社会問題である」（大友 2011：117）との指摘を忘れてはならない。

本稿で取り上げた『健康で文化的な最低限度の生活』の漫画化とテレビドラマ化において、公扶研が果たした役割は、上記のような生活保護バッシングを行う地域住民に対し、正確な

制度の理解を促し、生活保護バッシングを鎮静化させる効果をもたらすことにも貢献したといえる。市民の生活保護に関する意識とメディアとの関係を述べた先行研究では、「人々の生活保護制度に関する意識と最も大きく関連しているのは、テレビであり、テレビは生保への批判的な意見と肯定的な意見の両方に影響している」と指摘されており（阿部 2018：16）、「不正受給とギャンブルによる保護費の費消に対する嫌悪感が強く」、「被保護世帯の子どもが大学に進学することは自立支援策として支持が広がっていない」ことなどが明らかにされている（山田 2015：53-67）。この点からも、公扶研が当該作品と連携・協力した意義は大きい。

公扶研が当該作品において果たした役割は大きく、今後も活動を継続・発展することによって、「生活保護ケースワーカー人権宣言」に記載があるように、様々な権力を有しているとされ、それに対する自覚を促されている生活保護ケースワーカー（高城 2019：49-55）は、生活保護利用者の立場に立って当事者への人権を支援するとともに、「全国の関係者とつながり、調査研究を進め、働きかけて」いくことが望まれる。

近年では、当該作品は社会福祉学を学ぶテキストのなかにも取り上げられるようになってきている（岩永 2018：40-41）、（木下 2018：62）。そこでは、「フィクションではあるが、福祉事務所やケースワーカー等へのインタビューや実際の事例に基づいてつくられており、ケースワーカーが具体的に何をしているのか、また、生活保護の運用にどのような難しさや葛藤を抱えているのかなどの生活保護の運用や実情を知るのに非常によい素材を提供してくれる」との評価が与えられている。この事実も、これまで取り上げた先行研究における意義を深化させているといえよう。公扶研という自主的研究団体かつ専門職団体と、作品を生み出した漫画家との連携によって、当該作品が社会福祉専門職を目指すテキストにも採用されたのである。その事実は、福祉系大学の「1年生で『将来は福祉事務所で働きたいです』といった学生には出会っていない」（渋谷 2009：29）ないとする社会福祉士養成校の現状を変えることに繋がり、将来、生活保護ケースワーカーを目指す学生が増加するであろうことは、他の対人援助職においても、フィクション作品と専門職団体との関係を考えるうえで、ひとつのモデル提示になるではなかろうか。同作品のテレビドラマ化にあたり、原作者である柏木自身も、「ドラマをみて、ケースワーカーになりたいという若い人が増えたり、生活保護の制度やあり方について多くの人を知ったり考えたりすること」に期待を表明している⁸⁾。

また、本稿のなかでも触れたが、公扶研が主催する公的扶助研究全国セミナーにおいては、2018（平成30）年の東京大会ならびに、翌2019（令和元）年度の大阪大会において、〈漫画から学ぶ実践〉と題し、当該作品のモデルとなった公扶研副会長の衛藤晃から、漫画ならびにテレビドラマの登場人物が発する台詞を教材として、現任の生活保護ケースワーカーを中心とした参加者に講座を開催した（衛藤 2018c：79-85）、（衛藤・都甲 2019：211-217）。衛藤は、「こういう人と一緒に仕事できたらと思えるようなモデル像（恰好い CW（ケースワーカー）など）を学生に示す」ことも、全国セミナーの役割であると認識している（吉永・

衛藤・沼田・渡辺 2018:21)。2019 (令和元) 年度における大会では、講座を受けて、生活保護ケースワーカーが魅力ある仕事であることをよりアピールすることの重要性や、福祉事務所における会話で注意を要する点について、改めて認識する機会になった等の意見が参加者から挙がった (松崎 2020:23)。

さらに、同作品のテレビドラマは、「学校で見させられる、社会科教材か何かのビデオのように感じた」(毎日新聞 2018:5) との評価を受けている。このように、当該作品は、現任者の研修テキストや中学・高校・福祉系大学等における教材としての機能も有するものであるといえる。

新聞紙上においても、当該漫画作品は「“無縁社会”と言われる現代に必読の一冊」と紹介され (朝日新聞 2014:14)、当該のテレビドラマ作品紹介では、「保護費削減、不正受給などで問題山積の生活保護だが、それぞれの事情を知ればまた見方も変わるだろう」(朝日新聞 2018:28) と、一連の生活保護バッシングとは一線を画した冷静な記述も行われている。

また、当該作品は「生活保護という制度がどのようにして成立しているかという行政の仕事への関心にも応え」、「主人公である新人女性ケースワーカーの悩みや悲嘆や喜びをとおして、彼女の成長が確かに感じとれる」(朝日新聞 2019:3) と称賛されている。

当該作品は、今日行われる生活保護バッシングを鎮静化させ、生活保護制度やそれを担う生活保護ケースワーカーに関する、より正確な知識の提供を読者や視聴者に対して行っている側面もあるといえよう。

上記において述べてきた当該作品と公扶研とのタイアップは、ソーシャルワークの一手法であるソーシャルアクションとも通じるところがある。公扶研が当該作品とタッグを組むことは、社会福祉制度の不備や社会資源の不十分さ、その創設の必要性等について視覚・聴覚を通して広く社会に訴える機能を発揮する。「ソーシャルアクションがソーシャルワークにおいて不可欠な方法として認識されて」おらず、「理論化は進んでいない」(高良 2017:52) と指摘されている今日の日本社会において、公扶研と当該作品の連携は、ソーシャルアクションの理論化や進展に新たな展開をもたらす可能性を有するものである。

VI まとめ

『健康で文化的な最低限度の生活』というメディア作品は、作者の柏木ハルコによるものであるが、本稿で明らかにした通り、公扶研と当該作品との関わりは深く、公扶研の作品への積極的な関与が、同作品を活性化させ、それが「被保護者からみた生活保護行政や社会福祉職員像は断片的であっても鋭いものを含んでいる」(大友 2000:376) とされる生活保護利用者への利益はもちろんのこと、生活保護ケースワーカーの専門性の向上にも貢献したといえよう。また、当該作品の作者と公扶研が連携したことは、一般市民に対する生活保護制度の啓発、福祉ニーズを抱える人々の掘り起こし、将来の福祉人材確保の点からも有益であったといえよう。

生活保護ケースワーカーが、その実像と実態に即してフィクション作品として描かれることは、本稿でも取り上げた社会からの生活保護バッシングの鎮静化にも貢献するものであろう。

公扶研が当該作品と協働し、連携を行った意義は大きく、本稿で取り上げた一連の活動は、公扶研の専門性にも磨きをかけ、専門職的副次文化（サブカルチャー）の形成を助け、生活保護ケースワーカーの社会における認知度向上にも結び付くものであるといえる。

その一方で、メディア研究においては、作品が「歪んで」消費される可能性が指摘されている（倉石 2005：172）。本稿で主題とした作品においても、この指摘は無視できないものである。本稿のなかでも述べてきたが、当該作品の漫画やテレビドラマを観ることによって、生活保護ケースワーカーの仕事の大変さや、生活保護利用に関する相談を躊躇するものが現れても不思議ではない。このような側面もメディア作品は有することを忘却してはならない。生活保護ケースワーカーの仕事が魅力のあるものであることを伝えるのと同時に、当該職業が有する苦労や大変さも伝達するという視点を忘れることなく、当該領域における研究の深化に取り組む姿勢はこれからも必須のものとなろう。

本稿のなかでも取り上げたように、テレビドラマに描かれたような生活保護ケースワーカーには担当してほしくないという利用者からの声を機関紙に掲載した公扶研の姿勢は評価できる。今後も、多様な意見を排除することなく、しっかりと向き合っていくことが研究運動を継続していくうえで重要なことのひとつであろう。

また、生活保護ケースワーカーをメディアにおいて描くことは、生活保護制度の利用者も同時に描写することに繋がる。かつて、血友病者を描いた小説や映画が、当該病者の描き方をめぐって、その当事者団体から抗議を受けたことがある（北村 2014：110-131）。

上記のような抗議運動に関し、生活保護利用者が、社会に異議申し立てを行う必要性が生じた際、上記の血友病者のように組織的な抗議運動を展開することは果たして可能であろうか。現状、生活保護を利用することは、国民の権利であるものの、いまだに制度利用者が抱くとされるスティグマを払拭するには至っておらず、生活保護利用者が横のつながりを持ち、上記の血友病者のように当事者団体を形成するような結束性をもつことは困難である。

上記に関連して吉永は、生活保護を必要とする人々について、「さまざまなハンディを持ち、互いに孤立し、しかも貧しいため大きな声をあげにくい状況」であると述べている（吉永 2013：14）。また今日における生活保護政策は、生活保護利用者の声を聞く仕組みを未だ整えておらず、それを導入する必要性が叫ばれている最中である（桜井 2018：14）。近年では、生活保護を利用している当事者からの声が発信されるようになり、マスコミに対し、生活保護利用者に対する正確な報道を要請する意見も述べられているものの（和久井 2012：34）、それはまだ一般的とはいえない。

すなわち、仮に、生活保護ケースワーカーを描くことを主題とするメディア作品のなかで、生活保護利用者に対し誤ったイメージや、よりスティグマを強化するような描かれ方をされ

た場合、「社会的孤立」「経済的困窮」「制度の狭間」問題が複雑に絡まりながら顕在化しやすい(岡部 2018: 13)と言われている貧困・低所得者のなかに含まれる生活保護利用当事者が組織的に社会に対して、抗議運動を展開していくことが困難であるのが今日の生活保護利用者が置かれた現状である。このことは、「実践の学であり、研究にあたり当事者の思想、立場を原点にしていかなければならない」(大友 2013: 41)とされる社会福祉学にとっても忘却してはならないことであろう。他の学問領域からも、規範科学としての性格が強い社会福祉学に対して、当事者からの視点をとり上げる必要性は提起されている(田中 2019b: 1-14)。

そのような状況であるがゆえ、公扶研をはじめとする自主的研究団体や社会福祉専門職団体は、メディアにおいて生活保護ケースワーカーを含むソーシャルワーカーが描かれる際には、より正確な職業像を伝達できるよう各種メディアに対し、積極的に連携・協力すると同時に、誤った情報やイメージが福祉サービスの利用者につかぬよう、細心の注意を払いながら連携・協力していく必要があるだろう。

本稿において主役の一翼を担う公扶研の活動は、本稿で取り上げた主題のみならず、多角的に展開されている。公扶研における現代史、とりわけ2000年代以降における同会における他の多様な活動の歴史的展開については、稿を改めて検討していきたいと考える。

文 献

- 阿部彩 (2014) 『子どもの貧困Ⅱ—解決策を考える』 岩波新書.
- 阿部彩 (2018) 「メディアと生活保護に関する意識—ソーシャルメディアに焦点をあてて」『大原社会問題研究所雑誌』 719, 720.
- 秋山智久 (2005) 『社会福祉実践論—方法原理・専門職・価値観 (改訂版)』 ミネルヴァ書房.
- 秋山智久 (2007) 『社会福祉専門職の研究』 ミネルヴァ書房.
- 蟻塚昌克 (2009) 『証言—日本の社会福祉1920~2008』 ミネルヴァ書房.
- 朝日新聞 (2014) 「(コミック)『健康で文化的な最低限度の生活』(1) 柏木ハルコ〈作〉」 2014(平成26)年9月7日.
- 朝日新聞 (2018) 「(試写室)『健康で文化的な最低限度の生活』生活保護のリアルな現場」 2018(平成30)年7月17日.
- 朝日新聞 (2019) 「(中条省平のマンガ時評)生活保護、厳しい貧困と現場の奮闘」 2019(令和元)年9月11日(夕刊).
- 崔銀姫 (2015) 『日本のテレビドキュメンタリーの歴史社会学』 明石書店.
- 第51回公的扶助研究全国セミナー資料集 (2018) 「〈漫画から学ぶ実践〉「教えて半田さん! 『半田さんに学ぶケースワーカーの心と術』~漫画・ドラマ『健康で文化的な最低限度の生活』より~」.
- 衛藤晃 (2012) 「研修事業『生活保護を活かしていくためには』の総括について」『季刊 公的扶助研究—福祉現場から手作りの専門誌—』 226.

- 衛藤晃（2015）「大ヒット漫画『健康で文化的な最低限度の生活』の製作の裏側と今後への期待—全国公的扶助研究会と漫画家・柏木ハルコさんとの出会い」『季刊 公的扶助研究—福祉現場から手作りの専門誌—』236.
- 衛藤晃（2017a）「Q 7 【自立支援とケースワーク， ソーシャルワーク】 全国公的扶助研究会 監修 吉永純・衛藤晃編『よくわかる生活保護ガイドブック 2 Q & A 生活保護ケースワークの支援の基本』明石書店.
- 衛藤晃（2017b）「はじめに」全国公的扶助研究会監修 吉永純・衛藤晃編『よくわかる生活保護ガイドブック 2 Q & A 生活保護ケースワークの支援の基本』明石書店.
- 衛藤晃（2018a）「『健康で文化的な最低限度の生活』が連続ドラマ化「全国公的扶助研究会が協力・監修」全国公的扶助研究会編『季刊 公的扶助研究—福祉現場から手作りの専門誌—』250.
- 衛藤晃（2018b）「「ドラマ・ケンカツ」×「コウフケン」=全国セミナー東京大会への期待 11/9の特別企画は『ケンカツ』に染まり， 11/24・25は『ケンカツ』で広がる」全国公的扶助研究会編『季刊 公的扶助研究—福祉現場から手作りの専門誌—』251.
- 衛藤晃（2018c）「〈漫画から学ぶ実践〉「教えて半田さん！ 『半田さんに学ぶケースワーカーの心と術』～漫画・ドラマ『健康で文化的な最低限度の生活』より～」『第51回公的扶助研究全国セミナー資料集』.
- 衛藤晃・都甲知代（2019）「〈漫画から学ぶ実践〉「教えて半田さん！ 『半田さんに学ぶケースワーカーの心と術』～漫画・ドラマ『健康で文化的な最低限度の生活』より～」『第52回公的扶助研究全国セミナー資料集』.
- 藤城恒昭（2004）「あどがき」全国公的扶助研究会季刊『公的扶助研究』編集委員会編『どうする？生活保護「改正」—今，現場から』みずのわ出版.
- 林直久（2019）「『むこう岸』作者・安田夏菜さんとのトークを持ちました！」全国公的扶助研究会編『季刊 公的扶助研究—福祉現場から手作りの専門誌—』255.
- 稲毛忠弘・齋藤隆晃（2019）「堺市における生活保護世帯の高校生等に対する支援の取組について」『第52回公的扶助研究全国セミナー資料集』.
- 池田和彦（2008）「生活保護行政におけるケースワーカーの役割と課題—保護辞退届の取り扱いを中心に」全国公的扶助研究会編『季刊 公的扶助研究—福祉現場から手作りの専門誌—』209.
- 池谷秀登（2017）「生活保護ケースワークについて」池谷秀登・森宣秋『公扶研ブックレット 1 新人ケースワーカーになったあなたへ&「生活保護手帳」活用術 増補改訂第2版』萌文社.
- 石川久展（2019）「ソーシャルワーカーの課題—育成（教育）から」鶴幸一郎・藤田孝典・石川久展・高端正幸『福祉は誰のために—ソーシャルワークの未来図』へるす出版新書.
- 石澤清光（2019）「2019年度 全国公的扶助研究会定期総会報告」全国公的扶助研究会編『季

- 刊 公的扶助研究—福祉現場から手作りの専門誌—』254.
- 岩永理恵 (2011) 『生活保護は最低生活をどう構想したか—保護基準と実施要領の歴史分析』ミネルヴァ書房.
- 岩永理恵 (2018) 「生活保護を利用すると、自動車・家はもてないのか?—補足性の原理① 収入認定・資産保有編」岩永理恵・卯木由佳・木下武徳『生活保護と貧困対策—その可能性と未来を拓く』有斐閣.
- 柏木ハルコ (2014) 『健康で文化的な最低限度の生活 1』小学館.
- 柏木ハルコ (2016a) 『健康で文化的な最低限度の生活 3』小学館.
- 柏木ハルコ (2016b) 『健康で文化的な最低限度の生活 4』小学館.
- 柏木ハルコ (2017) 『健康で文化的な最低限度の生活 5』小学館.
- 柏木ハルコ (2018a) 『健康で文化的な最低限度の生活 6』小学館.
- 柏木ハルコ (2018b) 『健康で文化的な最低限度の生活 7』小学館.
- 柏木ハルコ (2019a) 「健康で文化的な最低限度の生活 Case76. 新学期」『週刊ビックスピリッツ』2061.
- 柏木ハルコ (2019b) 『健康で文化的な最低限度の生活 8』小学館.
- 柏木ハルコ・安井飛鳥 (2018) 「“理解されない生活保護”が生命をつなぐ」『世界』904.
- 加藤蘭子 (2005) 「仲村・岸論争」真田是編『戦後社会福祉本質論争 (オンデマンド復刻版)』法律文化社.
- 木下武徳 (2018) 「ケースワーカーとはどんな人? 福祉事務所はどんな職場?—生活保護の実施体制」岩永理恵・卯木由佳・木下武徳『生活保護と貧困対策—その可能性と未来を拓く』有斐閣.
- 北村健太郎 (2014) 『日本の血友病者の歴史—他者歓待・社会参加・抗議運動』生活書院.
- 小島夕貴子 (2019) 「拜啓 義経えみること吉岡里穂様」全国公的扶助研究会編『季刊 公的扶助研究—福祉現場から手作りの専門誌—』252.
- 小久保哲郎 (2018) 「生活保護法改正提案」生活保護問題対策全国会議編『これがホントの生活保護改革 「生活保護法」から「生活保障法」へ』明石書店.
- 今野晴貴 (2013) 『生活保護—知られざる恐怖の現場』ちくま新書.
- 小杉礼子 (2006) 「「格差社会」と若年労働」『社会福祉研究』97.
- 高良麻子 (2017) 『日本におけるソーシャルアクションの実践モデル—「制度からの排除」への対処』中央法規.
- 倉石一郎 (2005) 「おびえる日本社会, 凝固化する在日朝鮮人問題—あるビデオドキュメンタリーを素材とした“超・メディア社会学”の試み」好井裕明編『繋がりと排除の社会学』明石書店.
- 京極真 (2012) 『チーム医療・多職種連携の可能性をひらく 信念対立解明アプローチ入門』中央法規.

- 毎日新聞（2018a）「トーク：吉岡里帆 ドラマ『健康で文化的な最低限度の生活』主演 現場で働く人のプラスに」2018（平成30）年7月23日（夕刊）.
- 毎日新聞（2018b）「7月の新ドラマ：担当記者座談会／下 戦中の話でもほんわか」2018（平成30）年7月28日（夕刊）.
- 増山道康（2018）「生活保護法の理念と公的扶助ケースワーク」『東京通信大学紀要』1.
- 松崎喜良（2020）「充実した3日間 第52回大阪大会～参加者アンケートから」全国公的扶助研究会編『季刊 公的扶助研究—福祉現場から手作りの専門誌—』256.
- みわよしこ（2013）『生活保護リアル』日本評論社.
- 松崎善良（2017）「尼崎市での第32回関西ブロックセミナー」全国公的扶助研究会編『季刊 公的扶助研究—福祉現場から手作りの専門誌—』245.
- 三和治（1998）「社会福祉主事問題と日本社会事業学校連盟」一番ヶ瀬康子・大友信勝・日本社会事業学校連盟編『戦後社会福祉教育の五十年』ミネルヴァ書房.
- 水島宏明（2007）『ネットカフェ難民と貧困ニッポン』日本テレビ放送網.
- 水島宏明（2012）「マスクミによる生活保護報道の問題点」生活保護問題対策全国会議編『間違いだらけの生活保護バッシング—Q & Aでわかる生活保護の誤解と利用者の実像』明石書店.
- 水島宏明（2014）『母さんが死んだ—しあわせ幻想の時代—』（新装増補版）ひとなる書房.
- 水島宏明（2018）「『貧困報道』の実践研究—21世紀の報道者は何を課題としてきたか」『コミュニケーション研究』48.
- 水島宏明（2019）「『貧困報道』の実践研究Ⅱ—貧困を歴史的かつ構造的に伝えているか」『コミュニケーション研究』49.
- 村田隆史（2010）「『水際作戦』による保護請求権侵害の実態と構造に関する一考察～石川県金沢市を事例にして～」『全国公的扶助研究会編『季刊 公的扶助研究—福祉現場から手作りの専門誌—』217.
- 村田隆史（2018）『生活保護法成立過程の研究』自治体研究社.
- 中村健（2018）「健康で文化的な最低限度の生活を支えるケースワーカーシンポジウムを振り返って」全国公的扶助研究会編『季刊 公的扶助研究—福祉現場から手作りの専門誌—』251.
- 中村亮太（2016）「『生活保護バッシング』のレトリック—貧困報道にみる〈家族主義を纏った排除〉現象」『Core Ethics』12.
- 仲村優一（1978=2002）「生活保護行政への提言」『仲村優一著作集第五巻 公的扶助論』旬報社.
- Nichols Beverrly B. (1979) 「Image of Social Workers in Fiction」『Social Work』24(5) = 恒川京子（1980）「小説の中のソーシャル・ワーカーのイメージ」『更生保護と犯罪予防』15(2).

- 岡部卓 (2018) 「貧困・低所得者問題とその対策」岡部卓編『生活困窮者自立支援—支援の考え方・制度解説・支援方法』中央法規.
- 小野哲郎 (1997) 「全国公的扶助研究会 (旧公的扶助研究全国連絡会) 関連資料」小野哲郎・白沢久一・湯浅晃三監修 松崎喜良・藤城恒昭・戸田隆一・笛木俊一編『福祉事務所井と社会福祉労働者』ミネルヴァ書房.
- 大友信勝 (2000) 『公的扶助の展開—公的扶助研究運動と生活保護行政の歩み』旬報社.
- 大友信勝 (2004a) 『福祉川柳事件の検証』筒井書房.
- 大友信勝 (2004b) 「生活保護制度改革に問われるもの—セーフティネットの再生を」竹下義樹・大友信勝・布川日佐史・吉永純『生活保護「改革」とは何か』あけび書房.
- 大友信勝 (2009) 「社会福祉研究運動の歩みと課題」『社会事業史研究』36.
- 大友信勝 (2011) 「2010年度学界回顧と展望 貧困・公的扶助部門」『社会福祉学』52(3).
- 大友信勝 (2013) 「社会福祉原論研究の意義と課題」大友信勝・永岡正己編『社会福祉原論の課題と展望』高菅出版.
- 大友信勝 (2014a) 「生活保護「改革」とバッシング」全国公的扶助研究会編『季刊 公的扶助研究—福祉現場から手作りの専門誌—』235.
- 大友信勝 (2014b) 「差別意識とその克服への視座」『社会福祉研究』121.
- 大友信勝 (2016) 「『仲村・岸論争』から学び得たもの」『社会福祉研究』125.
- 『生活保護50年の軌跡』刊行委員会編 (2001) 『生活保護50年の軌跡—ソーシャルケースワーカーと公的扶助の展望』みずのわ出版.
- 堺市健康福祉局生活福祉部生活援護管理課 (2019) 「中高生向け未来支援 BOOK ココから！」『第52回公的扶助研究全国セミナー資料集』.
- 坂本道子 (2015) 「『どんと晴れ』におけるソーシャルワーク：福祉思想としての「おもてなし」と「ディアコニア」の研究序説」『聖隷クリストファー大学社会福祉学部紀要』13.
- 坂爪真吾 (2019) 『性風俗シングルマザー—地方都市における女性と子どもの貧困』集英社新書.
- 桜井啓太 (2018) 「2018年の引き下げについて」生活保護問題対策全国会議編『これがホントの生活保護改革 「生活保護法」から「生活保障法」へ』明石書店.
- 生活保護問題対策全国会議 (2018) 「私たちの生活保護法・実施要領改正提案」生活保護問題対策全国会議編『これがホントの生活保護改革 「生活保護法」から「生活保障法」へ』明石書店.
- 渋谷哲 (2009) 「福祉事務所実習で出会ったケースワーカー」全国公的扶助研究会編『季刊 公的扶助研究—福祉現場から手作りの専門誌—』214.
- 小学館編集部 (2019) 「ここだけ撮影秘話！」『第51回公的扶助研究全国セミナー資料集』.
- 副田義也 (2014) 『生活保護制度の社会史 (増補版)』東京大学出版会.
- 杉本貴代栄 (2004) 「はじめに」杉本貴代栄・須藤八千代編『私はソーシャルワーカー—福祉

- の現場で働く女性21人の仕事と生活』学陽書房.
- 杉村宏（2001）「発刊にあたって」『生活保護50年の軌跡』刊行委員会編『生活保護50年の軌跡—ソーシャルケースワーカーと公的扶助の展望』みずのわ出版.
- 杉村宏（2007）「公的扶助研究活動の軌跡と課題」ソーシャルケアサービス従事者研究協議会編 大橋謙策編集代表『日本のソーシャルワーク研究・教育・実践の60年』相川書房.
- 杉村宏（2011）「生活困難者の課題—公的扶助ソーシャルワーカーを中心に—」全国公的扶助研究会編『季刊 公的扶助研究—福祉現場から手作りの専門誌—』223.
- 田川英信（2017）「〈関東ブロックセミナー2017〉」全国公的扶助研究会編『季刊 公的扶助研究—福祉現場から手作りの専門誌—』245.
- 田川英信（2018）「専門職採用を進めるべき」生活保護問題対策全国会議編『これがホントの生活保護改革 「生活保護法」から「生活保障法」へ』明石書店.
- 高城大（2019）「生活保護ソーシャルワーク実践における権力に関する考察」『人間福祉学会誌』18(2).
- 竹嶋紘（2017）「人が「生きる」を支える～私のソーシャルワーク実践～」全国公的扶助研究会編『季刊 公的扶助研究—福祉現場から手作りの専門誌—』247.
- 高間満（2016）『公的扶助の歴史的展開』みらい.
- 高間満（2017）「誇りが持てる創造的な生活保護現場に“みらい”を見る～福祉専門職が果たす役割としての今と明日へ～」『第50回公的扶助研究全国セミナー資料集』.
- 田中秀和（2007）「格差社会と社会福祉士—若年労働を中心に—」『新潟医療福祉学会誌』7(1).
- 田中秀和（2008）「医療ソーシャルワーカーを描いたノンフィクション番組に関する一考察」『新潟医療福祉学会誌』8(2).
- 田中秀和（2011）「日本における格差・貧困に関する議論の動向—格差社会論から貧困論へ—」『新潟医療福祉学会誌』10(2).
- 田中秀和（2012）「医療ソーシャルワーカーを描いたテレビドラマにおける職業像の研究」『新潟医療福祉学会誌』12(2).
- 田中秀和（2015a）「コミュニティソーシャルワーカーを描いたテレビドラマにおける職業像の研究」『新潟医療福祉学会誌』14(2).
- 田中秀和（2015b）「児童福祉司を描いた漫画作品における職業像の検討」『ソーシャルワーカー』14.
- 田中秀和（2016）「精神保健福祉士を描いた映画作品における職業像の研究」『幼児教育文化研究』1.
- 田中秀和（2017）「生活保護ケースワーカーを描いた漫画作品における職業像の研究」『ソーシャルワーカー』16.
- 田中秀和（2018）「浅賀ふさの生涯に関する研究」『新潟医療福祉学会誌』17(2).
- 田中秀和（2019a）「生活保護ケースワーカーの資格制度に関する歴史的考察—関連する事件

- と政策の分析を中心に―』『立正社会福祉研究』34.
- 田中秀和 (2019b) 「Y問題の歴史再考―学問基盤による視座の相違に着目して―」『立正社会福祉研究』35.
- 田中秀和・立花直樹 (2012) 「高校福祉科と福祉職の職業像―福祉人材確保に向けた―考察―」『新潟医療福祉学会誌』12(2).
- 田中秀和・塩原達矢・金子充 (2019) 「子どもの貧困という問題の意味と学習支援の意義」『立正社会福祉研究』34.
- 和久井みちる (2012) 『生活保護とあたし』あけび書房.
- 和久井みちる (2019) 「ドラマ「健康で文化的な最低限度の生活」を見て」全国公的扶助研究会編『季刊 公的扶助研究―福祉現場から手作りの専門誌―』252.
- 渡辺潤 (2014) 「巻頭言 生活保護面接室を訪れる人々」全国公的扶助研究会編『季刊 公的扶助研究―福祉現場から手作りの専門誌―』234.
- 渡邊秀明 (2019) 「7月6日 全国公的扶助研究会・会員限定企画 就労支援学習会×柏木ハルコさんを囲む読者会×小学館漫画賞受賞祝賀会」全国公的扶助研究会編『季刊 公的扶助研究―福祉現場から手作りの専門誌―』255.
- 役所てつや・先崎綜一 (2018) 『フクシノヒト2―こちら福祉課保護係』文芸社文庫.
- 山田昌弘 (2004) 『希望格差社会―「負け組」の絶望感が日本を引き裂く』筑摩書房.
- 山田昌弘 (2020) 『日本の少子化対策はなぜ失敗したのか?―結婚・出産が回避される本当の原因』光文社新書.
- 山田壮志郎 (2015) 「生活保護制度に関する市民意識調査」『日本福祉大学社会福祉論集』132.
- 安田夏菜 (2018) 『むこう岸』講談社.
- 横山秀昭 (2007) 「シリーズ・職場訪問① 生活保護ケースワーカー」全国公的扶助研究会編『季刊 公的扶助研究―福祉現場から手作りの専門誌―』207.
- 横山秀昭 (2010) 「活動紹介コーナー 2018年度 全国公的扶助研究会 定期総会報告」全国公的扶助研究会編『季刊 公的扶助研究―福祉現場から手作りの専門誌―』250.
- 横山豊治 (2003a) 「ソーシャルワーカーを描いたフィクション作品に関する―考察―医療ソーシャルワーカーを描いたテレビドラマの事例検討」『新潟医療福祉学会誌』3(2).
- 横山豊治 (2003b) 「成長するソーシャルワーカーへの提言～ソーシャルワーク専門職の力量を形成するための支援システムのあり方～」保正友子・竹沢昌子・鈴木真理子・高橋幸三郎・横山豊治編『成長するソーシャルワーカー―11人のキャリアと人生』筒井書房.
- 横山豊治 (2011) 「フィクション作品におけるソーシャルワーカー像の検討―MSWを主人公に描いた4作品を通して―」『医療ソーシャルワーク研究』1(1).
- 横山豊治 (2012) 「フィクション作品に描かれる MSW の働き」『病院』71(3).
- 横山豊治 (2018a) 「社会福祉士制度30年の到達点―任用の動向を中心に―」『新潟医療福祉学会誌』17(2).

- 横山豊治（2018b）「福祉事務所における社会福祉士有資格者率の実態—政令指定都市を中心に—」『新潟医療福祉学会誌』18(1).
- 読売新聞（2018）「[スタンバイ!] ドラマ『健康で文化的な最低限度の生活』に主演 吉岡里帆」2018（平成30）年7月23日.
- 米田孝・矢島弘一・浜本邦生・衛藤晃（2019）「第51回公的扶助研究全国セミナー東京大会特別企画テレビドラマ「健康で文化的な最低限度の生活」放映記念シンポジウム」全国公的扶助研究会編『季刊 公的扶助研究—福祉現場から手作りの専門誌—』253.
- 吉永純（2011）『生活保護の争点—審査請求, 行政運用, 制度改革をめぐる—』明石書店.
- 吉永純（2013）「Q 1 なぜ, 生活保護制度が見直されるの?」生活保護問題対策全国会議編『Q & Aでわかる基準引き下げと法「改正」の問題点 間違いだらけの生活保護「改革」』明石書店.
- 吉永純（2015）「深まる貧困と向き合い, 利用者の生きる権利と尊厳ある人生を保障する支援を」『第48回公的扶助研究全国セミナー資料集』.
- 吉永純（2017a）「生活保護ケースワークへの招待—いま, なぜ生活保護ケースワークが必要なのか」全国公的扶助研究会監修 吉永純・衛藤晃編『よくわかる生活保護ガイドブック 2 Q & A生活保護ケースワーク支援の基本』明石書店.
- 吉永純（2017b）「はじめに」全国公的扶助研究会監修 吉永純編『よくわかる生活保護ガイドブック 1 Q & A 生活保護手帳の読み方・使い方』明石書店.
- 吉永純（2018）「ごあいさつ」『第51回公的扶助研究全国セミナー資料集』.
- 吉永純・衛藤晃・沼田崇子・渡辺潤（2018）「座談会 全国セミナーは, いつの時代もケースワーカーの灯台~第50回を迎えた, 全国セミナーを振り返って~」全国公的扶助研究会編『季刊 公的扶助研究—福祉現場から手作りの専門誌—』248.
- 吉見俊哉（2019）『平成時代』岩波新書.
- 湯浅誠（2007）『貧困襲来』山吹書店.
- 湯浅誠（2008）『反貧困—「すべり台社会からの脱出」』岩波新書.
- 全国公的扶助研究会季刊『公的扶助研究』編集委員会（2004）『どうする?生活保護「改正」—今, 現場から』みずのわ出版.
- 全国公的扶助研究会（2010）「全国公的扶助研究会2010年度 総会報告」全国公的扶助研究会編『季刊 公的扶助研究—福祉現場から手作りの専門誌—』218.
- 全国公的扶助研究会（2015）「特別企画①・漫画家柏木ハルコさんインタビュー ケースワーカーというのは, 人権観が問われる仕事」全国公的扶助研究会編『季刊 公的扶助研究—福祉現場から手作りの専門誌—』237.
- 全国公的扶助研究会（2018）「生活保護ケースワーカーの人権宣言~2018年5月13日全国公的扶助研究会2018年度総会」全国公的扶助研究会編『季刊 公的扶助研究—福祉現場から手作りの専門誌—』250.

全国公的扶助研究会 (2019a) 『季刊 公的扶助研究—福祉現場から手作りの専門誌—』 253.
全国公的扶助研究会 (2019b) 『全国公的扶助研究会 2019年度定期総会』 資料. 2019年5月
12日.

註

- 1) 水島宏明「ドラマ『ケンカツ』, 低視聴率でも支援者から好評のわけ」
<https://news.yahoo.co.jp/byline/mizushimahiroaki/20180924-00098084/>
(2019 (令和元) 年5月17日アクセス)。
- 2) 「明日, ママがいない」は, 日本テレビ系列で2014 (平成26) 年に放送された連続ドラマ
である。ドラマの中では, 児童養護施設の子どもたちに対する差別と受け取られる場面が
あり, 慈恵病院や, 全国児童養護施設協議会から抗議の声が挙がり, 国会でも取り上げら
れた。
- 3) 柏木ハルコの作品であり, 本稿の主題である『健康で文化的な最低限度の生活』は, 第
64回小学館漫画賞 [一般向け部門] を受賞した。
読売新聞「第64回小学館漫画賞」2019 (平成31) 年2月20日。
- 4) 「トピックス 吉岡里帆さん演じる主人公は新人ケースワーカー ケースワーカーとは?」
<https://www.ktv.jp/kbss/topics/17.html>
(2019 (令和元) 年5月29日アクセス)。
- 5) 「インタビュー 半田明伸役 井浦新さん」
<https://www.ktv.jp/kbss/interview/02.html>
(2019 (令和元) 年6月3日アクセス)。
- 6) 「吉岡里帆「すごく苦しい思いもするかもしれないけど……」背中を押した父の言葉 連
ドラ主演で難テーマに挑む〈インタビュー〉」
<https://mdpr.jp/interview/detail/1778932>
(2019 (令和元) 年6月3日アクセス)。
- 7) 「ドラマ『ケンカツ』に生活保護のリアルは本当に欠けていたか」
<https://diamond.jp/articles/-/181387>
(2019 (令和元) 年6月3日アクセス)。
- 8) 「吉岡里帆主演ドラマ『健康で文化的な最低限度の生活』原作者に聞く—生活保護をマン
ガで描くということ」
<https://gendai.ismedia.jp/articles/-/56515?page=6>
(2020 (令和2) 年2月19日アクセス)。

* 本稿は, 2019 (令和元) 年11月10日に開催された第21回立正社会福祉学会において口頭発
表したものに加筆, 修正を加えたものである。

また本稿は、「2019年度立正大学社会福祉学会研究助成金（研究題目：生活保護ケースワーカーの現代史—2000年以降の動向）」を受けて行った研究成果の一部である。

謝 辞

本稿の執筆にあたり、有益なご助言をいただきました大友信勝先生（聖隷クリストファー大学大学院教授）ならびに、金子充先生（明治学院大学教授）に感謝申し上げます。